



甲州市広報

Public Relations

うしろ7

2022

No.201

豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市



かけがえのない森林を大切に

(神金小学校 自然学習会)



世界農業遺産認定に向け FAOによる調査を実施

6月18日、「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」をテーマに、世界農業遺産認定に向けた国連食糧農業機関（FAO）の現地調査が行われました。

当日は、パトリシア・プスタマンテさんをはじめとする調査団を、峡東3市の果樹園等に案内し、ブドウ・モモ栽培の歴史や周辺の生物多様性などについて説明。認定に向け、価値あるPRの場となりました。



甲州式ブドウ棚の設置・管理等を説明（勝沼地内）



ぶどうの丘での開始セミナー

世界農業遺産認定を目指し、令和2年1月に認定機関である国連食糧農業機関（FAO）に申請書を提出済みであります。これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、現地調査の実施が延期されておりましたが、このたび調査実施の運びとなりましたので、万全の態勢で対応できるよう現在準備を進めているところであります。

甲州市議会6月定例会 市政の概要 要約・抜粋

令和4年甲州市議会6月定例会は、6月2日に開会されました。
本会議の初日に行われた鈴木市長の
市政の概要説明（要約・抜粋）を紹介します。



本会議初日、市政の概要を述べる鈴木市長

連携中枢都市圏形成 宣言に向け近隣自治体と協力

中核市となった甲府市が近隣自治体に賛同を呼びかけ、取り組んでいる連携中枢都市圏の形成につきまして、本市を含む9市1町で、これまでに首長準備会を2回、実務者会議を13回、精力的に開催しており、首長間の信頼関係と、連携事業についての相互理解・協力体制の構築が進んできていると感じているところであります。

甲府市では、7月下旬の連携中枢都市宣言を目指しておりますが、国の進める連携中枢都市圏構想の趣旨にも沿った連携であることから、本市としては、まずは観光分野での連携が必要であり、効果的であるとの判断に立ち、圏域形成に向けた宣言に協力していくべきだと考えております。

令和3年度ふるさと納税 過去最高の寄附額に

本市の貴重な財源となる「ふるさと納税」につきましては、全国の皆さまから多くのご寄附をいただいております。昨年度は、ガバメントクラウドファンディングと企業版ふるさと納税を合わせ、件数で18万4,600件、金額で25億7,900万円と、本制度開始以降、最高寄附額となりました。

本年度も魅力ある返礼品を用意するなど、ふるさと納税の趣旨に合った

ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大は依然として終息が見通せず、市内事業者は大きな影響を受け続けていることから、3回目となる「甲州市地域応援商品券」1人5,000円分を、全ての市民の皆さまを対象に交付することといたします。今回は、本市における事業者の特性を踏まえ、対象店から大型店およびドラッグストアを除くことで、より効果的に中小事業者に寄り添った支援を行ってまいります。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきましては、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、生活の支援を行うことを目的として、子育て世帯生活支援特別給付金を昨年度と同様の内容で給付してまいります。

主要イベントの開催方法を検討

主要イベントの開催につきまして、4月24日に「ふるさと武田勝頼公まつり」を法要奉納行事のみとして実施したところであります。

その他のイベントも各実行委員会での検討が進められており「ぶどうまつり」は、密集を回避するため会場の分散などの対策を行いながら実施する予定であります。また「およっちょい祭り」は、塩山地区の区長会を中心に

健全な形で、寄附の充実を図っていき
たいと考えております。

福祉・地域医療 各施策に取り組む

本年4月よりスタートした、改正社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業につきましては、近年、さまざまな社会問題が表面化する中、地域暮らし生きがいと共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を目指し、高齢者、障害者、子ども・子育て世帯など、個人や世帯が抱える複雑で多様な支援ニーズに対処するため、総合的かつ円滑に相談ができる支援体制を充実させてまいります。

甲州市医療経営改善支援事業につきましては、本市の医療体制は甲州市地域医療体制基本計画により推進しております。本年度は、計画の中間年度でもあり、今後の持続可能な地域医療提供体制を確保するための見直しを行ってまいります。

新型コロナウイルス関連事業 商品券・給付金を支給

新型コロナウイルスの感染拡大防止と重症化予防の観点からのワクチン接種事業につきましては、4回目接種として、国の対処方針に従った対象者に接種の準備を行っているところであります。6月下旬には接種が開始できるよう準備を進めているところであります。

進めていただく形で、開催に向け検討を開始したところであります。

観光商工振興協議会 設立に向け準備

本市の観光業・商工業の継続的な振興に寄与することを目的に、観光協会・商工会など関係団体にご協力いただく中で甲州市観光商工振興協議会」の設立に向け、準備を進めております。すでに設立準備会を終え、7月開催予定の設立総会において当協議会で実施する具体的なイベント等の事業内容を協議していただく予定であります。

塩山駅前観光案内所 駅南口へ移設

塩山駅周辺都市再生整備事業についてであります。歴史文化を生かす賑わい拠点づくりを目指して改修中の、塩山駅南口広場につきましては、本年度末の完了に向け、市民や駅利用者利用しやすい広場となるよう推進してまいります。併せて、現在、塩山駅前観光案内所は、駅構内にあるキヨスクの一角で業務を行っておりますが、南口の空き店舗へ移設し、十分なスペースを確保することにより、本市を訪れる皆さまへの情報発信強化につなげたいと考えております。



新型コロナワクチン4回目接種

18歳～59歳の基礎疾患を有する方へ

4回目接種対象者のうち、18歳から59歳までの基礎疾患を有する(入院・通院している)方、その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方で4回目の接種を希望する場合は、お電話または以下のQRコードから接種券の発行申請を行ってください。

なお、4回目の接種券は、接種券申請後、3回目接種から5カ月が経過する時期に郵送します。郵送された案内等に従って接種予約を行ってください。

※新型コロナワクチンを3回接種した60歳以上の方については、順次接種券を発送しますので、申請は不要です。

接種券申請QRコード →



電話での接種券申請先

甲州市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎33 - 7813(午前9時～午後5時 日曜祝日を除く)

該当する基礎疾患等について

基礎疾患に該当する疾患は次のとおりです。当てはまる方のみ申請いただけます。

- ☐ 慢性の呼吸器の病気
- ☐ 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- ☐ 慢性の腎臓病
- ☐ 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- ☐ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ☐ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- ☐ 免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
- ☐ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ☐ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ☐ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- ☐ 染色体異常
- ☐ 睡眠時無呼吸症候群
- ☐ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- ☐ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- ☐ 18歳以上60歳未満であるが、BMIが30以上である
- ☐ 18歳以上60歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた

※申請で収集した個人情報は、新型コロナウイルスワクチン接種に必要な範囲内で取り扱いします。

問 甲州市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎33 - 7813(午前9時～午後5時 日曜祝日を除く)



男女共同参画推進月間に合わせ、駅で啓発活動を行った



6月11日行ったエイムズ市とのオンライン交流

オンラインで国際交流

市内小中学校では、感染症予防対策を徹底し、学校活動が継続できるよう努めているところであり、4月には3校の小中学校が修学旅行を計画通り実施し、6月にはほとんどの小学校が修学旅行を実施する予定であります。

塩山地域の中学校再編につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期していた中学校区ごとの説明会を5月に実施いたしました。今後は小学校区ごとに説明会を計画し、保護者・地域の皆さまのご理解が得られるよう努めてまいります。

国際交流事業につきまして、本年度の訪問団派遣は残念ながら中止となりました。コロナ禍における国際交流活動について協議・検討した結果、エイムズ市中学生と「スポーツ」「食べ物」「文化」「学校での生活」の4グループによるオンライン交流を開催することとしております。

男女共同参画社会を目指し 各種取り組みを推進

男女共同参画の推進につきましては、本年度からスタートした「第3次甲州市男女共同参画推進計画」(甲州フルーティー夢プラン推進のため、新たに14名の推進委員を委嘱したところ)であります。6月は「男女共同参画推進月間」でもあり、性別役割意識に

とられず、個性と多様性を尊重し、誰もが生きがいを感じられる男女共同参画社会を目指し、市民・事業者・行政の連携のもと、取り組みを進めてまいります。

住宅・橋りょう 耐震化を促進

地震発生時の人的被害の主な原因となっている、住宅などの倒壊を最小限度に抑えて市民の生命・財産を守るため、「甲州市耐震改修促進計画」の助成期間を延長いたします。旧耐震基準で建てられた住宅および避難路等で危険性の高いブロック塀の耐震工事の支援を行い、地震に強いまちづくりを推進してまいります。

市内河川に架かる橋りょうにつきましては、順次、耐震補強・修繕を進めており、本年度は塩川に架かる湯の橋の耐震補強・補修工事を行う計画であります。

ぶどうの丘は 売り上げ回復の兆し

勝沼ぶどうの丘は、ゴールデンウィーク中の売り上げが昨年対比124%と、徐々にお客さまが増えてきております。今後も夏から秋のトップシーズンに向けてしっかりとPRしながら、マルシェの開催やイベント等を展開し、お客さまに「層満足いただけるよう取り組んでまいります。

6

TOPICS

赤尾保育園と塩山愛育園の園児が、父の日に合わせて鈴木市長を訪問しました。



赤尾保育園のみなさん



塩山愛育園のみなさん

予定投票所一覧 ※当日投票区の詳細は、入場整理券で必ずご確認ください。

投票区	投票所を設ける場所	
	所在地	施設の名称
第1投票区 共通投票所	甲州市塩山上於曽1085番地1	甲州市役所市民ギャラリー
第2投票区	甲州市塩山上於曽1028番地	塩山南小学校屋内運動場
第3投票区	甲州市塩山上於曽1308番地	山梨県立産業技術短期大学校
第4投票区	甲州市塩山上塩後240番地	甲州市民文化会館
第5投票区	甲州市塩山熊野964番地1	奥野田小学校屋内運動場
第6投票区	甲州市塩山上栗生野492番地1	大藤小学校屋内運動場
第7投票区	甲州市塩山上萩原9番地	神金公民館
第8投票区	甲州市塩山一ノ瀬高橋216番地	東京都水道局水源管理事務所 落合出張所
第9投票区	甲州市塩山竹森3018番地	玉宮小学校屋内運動場
第10投票区	甲州市塩山上井尻675番地1	井尻小学校屋内運動場
第11投票区	甲州市塩山小屋敷1378番地	松里小学校屋内運動場
第12投票区 共通投票所	甲州市勝沼町勝沼756番地1	勝沼防災センター
第13投票区	甲州市勝沼町下岩崎1002番地1	祝小学校屋内運動場
第14投票区	甲州市勝沼町休息1560番地1	東雲小学校屋内運動場
第15投票区	甲州市勝沼町菱山1778番地	菱山営農センター
第16投票区 共通投票所	甲州市大和町初鹿野1693番地1	大和ふるさと会館

共通投票所

今回の選挙から、共通投票所制度を導入します。共通投票所は、甲州市の選挙人名簿に登録されている選挙人は誰でも投票できるもので、市内3カ所（第1、第12、第16投票区）に設けます。開設日時は投票日当日の午前7時から午後8時までです。投票日当日、入場整理券に記載の指定投票所または共通投票所のどちらかで投票できます。お仕事やお出かけの際に、お近くの共通投票所でも投票ができますのでご利用ください。

投票所への移動支援（デマンド型）を実施します

投票区再編により投票所への自力による移動手段がない選挙人に対して、事前登録および予約制により、自宅（選挙人名簿登録住所）と投票所との間を無料で送迎（タクシー等を配車）します。なお、移動支援は、投票日当日に限り実施します。ご利用にあたっては、事前の登録が必要となりますので、移動支援を希望される方は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症対策について

- ▶ 投票所入口等にアルコール消毒液を設置します。
- ▶ 投票所係員はマスク着用を徹底します。
- ▶ 定期的な換気や記載台等の消毒を行います。
- ▶ 使い捨て鉛筆をご用意します。

皆さまへのお願い

- ▶ マスク着用にご協力をお願いします。
- ▶ 咳エチケット、来場前後の手指消毒にご協力をお願いします。
- ▶ 周りの方と距離を保つようお願いします。
- ▶ 投票日前日の土曜日は、期日前投票所が混雑する傾向にありますので、分散投票にご協力をお願いします。



☎ 甲州市選挙管理委員会事務局 ☎ 3 2 - 5 0 4 1

第26回
参議院議員通常選挙



- 公 示 日 6月22日(水)
- 投 票 日 7月10日(日)
- 投票時間 午前7時～午後8時 ※第8投票区のみ午後6時に投票終了となりますのでご注意ください。

期日前投票

投票当日、都合により投票できない方は期日前投票ができます。

- 期 間 6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時
 - 場 所 甲州市役所本庁舎 1階 市民ギャラリー／勝沼防災センター／大和公民館
- ※期日前投票は、住所に関係なくいずれの投票所でも投票が可能です。
 ※勝沼防災センター、大和公民館での期日前投票は7月3日(日)～9日(土)となります。

投票入場整理券について

ハガキで公示日(6月22日)以降、順次郵送しています。
 ※入場整理券が届いていない場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に載っていれば投票することができます。本人確認のできるもの(免許証、保険証等)をお持ちのうえ、投票所で係員に申し出てください。
 ※入場整理券は、投票所で選挙人名簿の照合をスムーズに行うためのものであり、投票用紙の引換券ではありません。入場整理券が届いていなくても、選挙人名簿に載っていれば投票することができます。本人確認のできるもの(免許証、保険証等)をお持ちのうえ投票所で係員に申し出てください。

移動期日前投票所の開設について

選挙人の投票機会の確保および利便性の向上を図ることを目的に、公用車を利用した移動期日前投票所を開設します。

● 開設場所および日時

玉宮分団旧四部詰所(玉宮バス停前)	7月5日(火)午後1時～午後2時30分 7月7日(木)午前10時～午前11時30分
神金第六区集会所	7月5日(火)午前10時～午前11時30分 7月7日(木)午後3時30分～午後5時
下柚木公会堂	7月5日(火)午後3時30分～午後5時 7月7日(木)午後1時～午後2時30分
市宮景德院駐車場	7月6日(水)午前10時～午前11時30分 7月8日(金)午後1時30分～午後3時
市宮天目山駐車場	7月6日(水)午後1時30分～午後3時 7月8日(金)午前10時～午前11時30分

● 投票方法

従来の投票方法と同じですが、二重投票防止のため、受付の際に市本部の期日前投票所との電話確認等が必要となりますので、通常の投票より多少お時間がかかります。

〈市民課からのお知らせ〉

投票日当日は、市役所本庁舎も投票所となるため、証明書自動交付機を停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

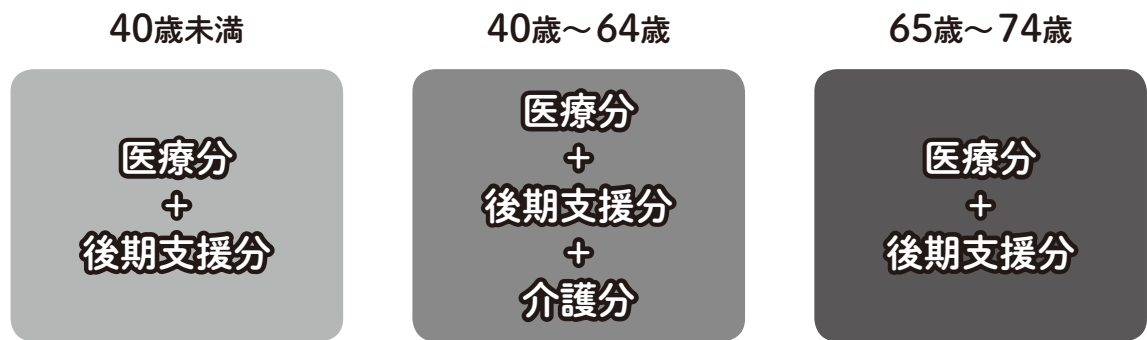
令和4年度 国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険は、加入者が病気やケガの時などに、お互いに助け合うための制度であり、加入者の皆さまからの国民健康保険税(国保税)と国・県の負担金で支えられています。

近年の高齢化に伴う生活習慣病などの増加、医学医療技術の高度化などにより医療費は増加しています。市では予防医療を推進し医療費の削減に努めていますが、お互いに助け合い、支え合う国民健康保険制度と税負担へのご理解・ご協力をお願いします。

〈国民健康保険税(令和4年4月～令和5年3月分)の算定〉

国民健康保険税は、加入者すべての方に負担していただく「医療保険分(医療分)」「後期高齢者支援分(後期支援分)」と、年齢に応じて負担していただく「介護保険分(※1)(介護分)(40歳～64歳)」があります。(※1)介護保険の第2号被保険者となります。



次の3つの計算方法の組み合わせで、一世帯あたりの国民健康保険税の額が決まります。

		令和4年度		
		医療分	後期支援分	介護分
所得割	前年の所得に応じて計算される額 (総所得-43万円(※2))×各税率	7.48%	1.85%	1.58%
均等割	世帯の加入者数(1人につき)に応じて計算される額 加入者数×各金額	26,000円	8,000円	7,300円
平等割	1世帯につき、計算される額	27,500円	8,000円	4,500円
年間の各分の最高限度額		65万円	20万円	17万円

(※2) 43万円の控除額は前年の合計所得によって段階的に引き下げとなります。

- 年度の途中で国民健康保険に加入した世帯については、加入した月から月割で課税されます。
また、甲州市国民健康保険の資格を喪失した世帯については、喪失した日(月末を除く)の属する月の前月分までが月割で課税されます。なお、世帯に属する被保険者の異動についても同様に月割で課税されます。
- 年度の途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの国民健康保険税の介護保険分が、年度末までの納期に分けて課税されます。
- 地方税法施行令の改正に伴い、令和4年度から医療分の賦課限度額が2万円、後期支援分の賦課限度額が1万円引き上げとなります。

令和4年度 甲州市職員採用試験

市では令和5年4月採用の甲州市職員を募集します。

今回は、民間企業でも多く実施されているSPI3検査(基礎能力検査・性格検査)を導入しますので、中途採用の方も受験しやすくなりました！

■試験区分・試験職種・受験資格(年齢・資格・免許要件)・採用予定人数

試験区分	試験職種		年齢要件	資格・免許要件	採用 予定人数
一般事務職 一般行政事務に従事します	行 政	上 級	平成元年 4月2日以降に 生まれた方	大学を卒業(見込みを含む)、またはこれと同程度の学力を有する方	12名程度
		初 級		行政(上級)に該当しない方で、高等学校を卒業(見込みを含む)、またはこれと同程度の学力を有する方	
技術系職 専門的、技術的業務及び一般行政事務に従事します	土 木			次の①、②いずれかに該当する方 ①大学(土木の専門課程を履修)を卒業(見込みを含む)、またはこれと同程度の学力を有する方 ②土木施工管理技士(1級または2級)の資格を有する方	2名程度
	建 築			次の①、②いずれかに該当する方 ①大学(建築の専門課程を履修)を卒業(見込みを含む)、またはこれと同程度の学力を有する方 ②建築士(1級または2級)の資格を有する方	
資格・ 免許職等 専門業務及び一般行政事務に従事します	保健師			保健師免許を有する方、または令和5年3月31日までに取得見込みの方	2名程度
	社会福祉士 (精神保健福祉士)			社会福祉士資格と精神保健福祉士資格を有する方、または令和5年3月31日までに取得見込みの方	1名程度
	司 書			司書資格を有する方、または令和5年3月31日までに資格取得見込みの方	2名程度

■試験日程および試験会場

第1次試験 9月18日(日)※全職種共通 試験会場 甲州市役所

第2次試験 10月9日(日)予定※詳細は第1次試験合格者に通知します。

第3次試験 10月30日(日)予定※詳細は第2次試験合格者に通知します。

■試験科目

第1次試験 SPI3検査、エントリーシート記入

第2次試験以降 小論文(作文)及び、集団面接・個別面接などを順次実施

■試験案内配布期間

7月19日(火)～8月19日(金)

※総務課人事・研修担当にて試験案内(申込書等)を配布。

※郵送で試験案内(申込書等)を請求。

封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きのうえ、140円切手を貼った返信用封筒(A4版が入る大きさ)を同封し、総務課人事・研修担当宛に書留郵便で郵送。8月19日消印有効)

※甲州市のホームページから試験案内(申込書等)を取得。

■受験申込手続

7月26日(火)～8月19日(金)

※総務課人事・研修担当に申込書を持参。(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分。8月19日は午後5時まで)

※郵送で申し込む。(封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、404円分の切手を貼った返信用封筒(長形3号)を同封のうえ、総務課人事・研修担当宛に書留郵便で郵送。8月19日消印有効)

※インターネットで申し込む。([やまなしくらしねっと])(電子申請サービス)に登録し申請。)

詳細は配布する試験案内や、市ホームページをご確認ください。

郵送先・お問い合わせ

〒404-8501 甲州市塩山上於曽1085番地1
甲州市役所 総務課人事・研修担当 ☎32-2111(内線2381・2382)

〈後期高齢者医療制度への移行に伴う国保加入者が1人世帯の軽減制度〉

申請不要

後期高齢者医療制度へ移行したことにより、世帯内の国民健康保険加入者が1人となる場合には、それぞれ次のような軽減が適用されます。

(1) 5年間：医療分及び後期支援分の平等割の半額を軽減

(2) (1)経過後の3年間：医療分及び後期支援分の平等割の4分の1を軽減

なお、世帯主や国民健康保険加入者に変更があった場合は終了する場合があります。

〈後期高齢者医療制度への移行に伴う被用者保険の被扶養者に対する軽減制度〉

要申請

被用者保険(会社の健康保険等)の本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が65歳以上の国保加入者になった場合には、申請をいただければ、所得割については全額減免、均等割については半額となります。また、世帯の国民健康保険被保険者が被扶養者の方のみの場合は平等割についても半額となります。(ただし、減額期間は資格取得日の属する以後2年経過するまでの間。国民健康保険組合は除きます。すでに資格を取得した旧被扶養者についても適用されます。)・・・申請先：市民課 国保・年金担当

〈新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の軽減について〉

要申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれるなど一定の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。詳細については、ホームページ、8月広報に掲載予定です。

問 甲州市役所 ☎ 3 2 - 2 1 1 1 (代)

国民健康保険制度、加入・脱退手続等に関すること 市民課 国保・年金担当(内 1 0 2 1 ～ 1 0 2 3)

国民健康保険税の賦課・算定の方法等に関すること 税務課 市民税担当(内 1 4 1 1 ～ 1 4 1 3)

04

歯肉炎って？歯周炎って？何歳から気をつけるの？

早乙女歯科医院 早乙女 修一

甲州市歯科医師会コラム

おまんとう、元気け？今日もまた役に立つ話をするからよく聞いてくちょうし(笑)

昨今、歯周病が話題です。これは歯の周りの歯周組織に「炎症」が波及して顎の骨が溶ける症状。無痛で忍び寄り、気づいた時には相当進行しています。一方、糖尿病や認知症など全身の病気にも関係する怖い病気です。

「炎症」とは、細菌やウイルスが体内に入ってきた際、これらと戦う生体の防御反応です。このとき、血管が拡張し発赤腫脹、歯肉では出血がみられます。歯周組織では炎症が続くと自身の骨(顎骨)まで溶かしてしまいます。進行すると歯が揺らいで食べ物が噛みにくくなり、口臭の原因にもなります。さらに進んで歯が抜けると、食べたい物も食べられません。人生の楽しみも半減しますよね。

歯周病を防ぐためには、若い頃からの口腔ケアが肝要です。しかし、気付いた今からでも遅くはありません。今日からすぐに始めましょう。口腔ケアには、自分で毎日行うセルフケアと歯科医院で診てもらうプロフェッショナルケアがあります。これを機に、ぜひ歯科医院で学んでください。加えて、人間は、実は生まれる前から口腔ケアが大切です。お母さんのおなかの中で、すでに赤ちゃんは歯を育んでいるのです。だからこそ周産期から歯を意識することが大切なのです。

年齢をとっても旨いもんいっぱい食って、毎日笑って安気に暮らしていくじゃんけ。

問 健康増進課 健康企画・地域医療担当 ☎ 3 2 - 5 0 1 4



国民健康保険税の軽減制度

〈所得が一定以下の世帯に対する軽減制度〉

申請不要

前年の総所得金額(65歳以上の年金所得者は年金所得から15万円を控除した後の金額)の合計が基準表の基準以下の世帯(世帯主および被保険者)は、均等割・平等割が軽減されます。

※世帯主や国民健康保険加入者の方で、前年中の所得の申告をされていない方がいる世帯では軽減が受けられませんのでご注意ください。

軽減判定基準表

軽減割合 (均等割・平等割)	令和3年中の基準所得額が下記の金額以下の世帯 (世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者(※3)の所得の合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)
5割軽減	43万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

(※3) 特定同一世帯所属者・・・国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

(※4) 給与所得者等・・・一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

・国民健康保険の資格のない世帯主(擬制世帯主)の所得も含まれます。

・青色事業専従者給与や譲渡所得の特別控除等がある場合は、算定が異なります。

・所得金額の修正や更正があった場合、未申告者が申告した場合などは、4月1日「賦課期日」にさかのぼり再判定を行います。

〈未就学児の均等割額の減額について〉

申請不要

令和4年度から、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額が2分の1減額されます。所得が一定以下の世帯に対する軽減制度が適用されている世帯に属する未就学児については、軽減後の均等割額の2分の1を減額します。

□対象となる方

国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)

※令和4年度については平成28年4月2日に以降に生まれた方

〈倒産や解雇などで離職された方に対する軽減制度〉

要申請

倒産や解雇などで離職された方(非自発的失業者)の申請により前年度の給与所得を30%として算定する措置を実施しています。

□対象となる方(次の条件に全て当てはまる方が対象となります)

①平成21年3月31日以降に離職した方 ②離職日の時点で65歳未満の方

③雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職 離職理由コード:11、12、21、22、31、32)

または、特定理由離職者(雇い止めなどによる離職 離職理由コード:23、33、34)の方

□軽減対象期間

離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までとなります。軽減期間内に勤務先の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退したときはその時点で終了します。

□軽減制度の内容

国保税の算定および高額療養費の所得区分の判定で、対象者の前年給与所得を100分の30として算定します。

□申請に必要なもの

・国民健康保険税軽減申請書(税務課窓口にあります)

・印鑑 ・雇用保険受給資格者証(ハローワークで発行)

医療費通知(医療費のお知らせ)について

甲州市国民健康保険に加入されている世帯へ、医療機関でかかった医療費の額をお知らせすることにより、皆さまの健康に対する認識を深め、医療保険の健全な運営を図ることを目的に、2カ月に1度(年6回)、医療費通知(医療費のお知らせ)を送付しています。(対象期間内に保険医療機関への受診がなかった場合は、医療費通知は発行されません)

医療費通知をご覧ください、受診状況を振り返り、健康づくりに心がけてください。

また、医療費通知は確定申告における医療費控除の申告手続きで、医療費の明細書として使用することができます。医療費通知の再発行はできませんので、医療費控除に必要な方は大切に保管してください。なお、11月、12月診療分が掲載された医療費通知は、2月下旬に発送となります。早めの申告をされる方は、11月、12月診療分の領収書の保管をお願いします。

医療費通知の発送時期

医療費通知の送付時期						
受診月	1月、2月	3月、4月	5月、6月	7月、8月	9月、10月	11月、12月
送付月	5月下旬	7月下旬	9月下旬	11月下旬	1月下旬	2月下旬

〈被保険者証に関するお問い合わせ〉市民課 国保・年金担当 ☎32-2111(内1021~1023)

〈国民健康保険税の納税に関するお問い合わせ〉税務課 収納担当 ☎32-2111(内1361、1362)

〈国民健康保険税の算出に関するお問い合わせ〉税務課 市民税担当 ☎32-2111(内1411~1413)

重層的支援体制 多くの課題を抱えた 困りごとを相談

第3次地域福祉計画の策定時には「困った時にどんなことでも相談できる窓口が欲しい」「相談できる場所や相談員の情報が欲しい」という多くの市民の声が寄せられました。

これを受け、甲州市では、令和3年4月1日の社会福祉法の改正により創設された、人と人とのつながりを大切にした新たな事業(重層的支援体制整備事業)に取り組んでいます。すべての市民が、困りごとを「解決できる」と実感できるよう、多くの課題を抱えた市民からの相談を断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を目指し、ONETEAMで取り組んでいきます。



出典:厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

4月から取り組んでいる3つの事業

事業名	主な内容
多機関協働事業	さまざまな相談窓口をつなげ、支援の調整や役割分担を行います
アウトリーチ支援事業	相談に来られない方の元に出向いて相談を受けます
参加支援事業	社会と再びつながるために自信をつけるお手伝いをします

☎ 福祉総合支援課 相談支援担当 ☎32-2111(内1221)

国民健康保険 被保険者証に関するお知らせ

新しい被保険者証を郵送します

〈クリーム色の被保険者証をお届け〉

現在お持ちの被保険者証の有効期限は、令和4年7月31日までです。そのため、7月下旬に8月1日から使用できる新しい被保険者証を世帯主様あてに特定記録郵便で郵送します。大切に保管し、医療機関にかかるときは必ず窓口に提示してください。

※被保険者証のケースは同封しません。新しいケースが必要な場合は、市民課または勝沼支所、大和支所の窓口で取得してください。

●被保険者証のジェネリック医薬品表記について

令和4年度から、ジェネリック医薬品利用促進の一環として「ジェネリック医薬品希望」と印字されている被保険者証を交付します。

市では医療費の自己負担額の軽減や国民健康保険の財政健全化にもつながるジェネリック医薬品の利用促進に取り組んでいます。

そのまま被保険者証を提示することで、ジェネリック医薬品を希望する意思表示をすることができます。希望されない方につきましては、被保険者証裏面の「ジェネリック表示欄保護シール」を貼っていただくことで「希望しない」とすることが可能です。

※ジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。

●短期被保険者証と資格証明書について

国民健康保険税に未納がある世帯は、被保険者証の代わりに短期被保険者証(※1)または資格証明書(※2)が交付されます。

※1有効期限が1カ月や3カ月に区切られた被保険者証です。

※2被保険者証の代わりに交付されます。医療機関を受診するときは医療費をいったん全額自己負担していただきます。国民健康保険負担分(保険給付分)は支給申請により、後日払い戻しになります。

●お手元に被保険者証が届かないときは

特定記録郵便による郵送のため、配達の際にご自宅の郵便受箱に投函され、郵便局員と対面せず、不在でも受け取ることができます。

8月1日を過ぎてもお手元に被保険者証が届かない場合は、お手数ですが市民課までお問い合わせください。

●お持ちの被保険者証について

新しい被保険者証が届きましたら、現在お持ちの古い被保険者証は、8月1日以降に細かく裁断するなどして破棄してください。

●70歳～74歳までの方について

70歳になる方の被保険者証の有効期限は、70歳の誕生日(1日生まれの方は前月)の末日となります。有効期限が切れる前に新しい被保険者証を郵送しますので、誕生日月の翌月(1日生まれの方は当月)からは、負担割合が記載されている被保険者証を使用してください。

75歳になる方の有効期限は、75歳の誕生日前日となります。誕生日からは国民健康保険に代わって、後期高齢者医療制度に加入することになります。

後期高齢者医療被保険者証 7月下旬に 特定記録郵便でお届けします

☎ 市民課 国保・年金担当 ☎ 3 2 - 2 1 1 1 (内1 0 2 2)

均等割軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等に応じて軽減されます。

軽減割合	判定方法
7割軽減	「基礎控除額43万円＋（給与・年金所得者等の数－1）×10万円」以下の世帯
5割軽減	「基礎控除額43万円＋（給与・年金所得者等の数－1）×10万円＋28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「基礎控除額43万円＋（給与・年金所得者等の数－1）×10万円＋52万円×世帯員の被保険者数」以下の世帯

※公的年金を受給されている方は、均等割軽減判定時に15万円が控除されます。

被用者保険の元被扶養者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方は、加入後2年を経過する月までの期間（加入した月から24カ月までの期間）に限り均等割額が5割軽減されます。なお、所得割は課せられません。

※世帯の所得が低い方は均等割の軽減（7割軽減）が受けられます。

※後期高齢者医療制度に加入する前日の健康保険が国民健康保険及び国民健康保険組合であった方は対象になりません。

保険料納付方法

特別徴収（年金から直接天引き）の方

○10月以降（12月、翌年2月）に天引きとなります。また、翌年度4月以降の仮徴収額は、2月時の額と同額になります。

○すでに仮徴収されている方は、本算定された年額から4月・6月・8月に納めていただいた金額を控除した差額が10月・12月・翌年2月の3回に分けて天引きとなります。

普通徴収（納付書により直接金融機関等で納める方あるいは口座振替を申請された場合）の方

○納期は年8回（7月から翌年2月まで毎月）となります。

○口座振替の方は、記載された納期限に口座から引き落とします。期日をご確認のうえ、納め忘れや残高不足のないようにご注意ください。

○納付書が同封されている方は、納付書での納付をお願いします。口座振替へ変更を希望される場合は、市民課 国保・年金担当または金融機関にて手続きをお願いします（通帳、お届け印をお持ちください）。

※各納期限までに納付がない場合、翌月20日頃に督促状がお手元に届きますのでご了承ください。

所得や世帯構成等に変更があった場合、特別徴収の方も一時的に普通徴収となることがあります。
必ず決定通知書をご確認いただき、納付書が同封されている場合は納付書にて納付をお願いします。

自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました

令和2年10月1日に自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。自転車は適切な利用方法を守って安全に乗りましょう。

加入対象者（◎＝義務）

※自転車取扱店等で加入できます

保険等への加入			
自転車利用者	自転車を利用する未成年を監護する保護者	従事者に自転車を利用させる事業者	自転車貸付事業者
◎	◎	◎	◎

☎ 市民課 市民協働推進担当 ☎ 3 2 - 5 0 6 8

「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の全ての方と65歳以上で一定の障害のある方を対象としている「医療制度」です。この制度は都道府県単位で運営されており、山梨県では「山梨県後期高齢者医療広域連合」が事務を行っています。

○有効期限が令和4年9月30日の新しい後期高齢者医療被保険者証が特定記録で交付されます。色はあざぎ色（薄水色）となります。

○有効期限が9月30日以降の被保険者証は、9月中旬頃に発送を予定しています。（10月以降、一部の被保険者は窓口負担割合が2割になるため、2回に分けて発送します）

○新しい被保険者証はお手元に届いた日からお使いいただけます。ただし、令和3年度までの後期高齢者医療保険料を完納されていない方は、有効期限が短いものとなる場合があります。

○現在お使いの被保険者証は、8月以降は使用できません。古い被保険者証は個人情報が記載されていますので、裁断するなどして廃棄していただきますようお願いします。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」をお持ちの方には、保険証とは別に、同じ時期に新しいものを普通郵便で郵送します。

※長期入院されている皆さまへ

区分Ⅱの「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付された方で、過去12カ月で入院日数が90日（区分Ⅱの「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていた期間に限る）を超える場合には、入院日数が確認できる病院の請求書・領収書等を添えて再度申請をすることで、申請日以降の入院時の食事代が減額されます。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されていない方でも、令和3年10月以降に区分Ⅱに該当する方であれば、該当期間中に入院日数が90日を超えた場合には、同様の申請をすることで申請日以降の入院時の食事代が減額されます。

令和4年度後期高齢者医療保険料

7月中旬に令和4年度後期高齢者医療保険料決定通知書および納入通知書を送付します。令和4年度の保険料は令和3年中の所得に基づいて算定され、令和4年4月から翌年3月までの1年間分を納めていただきます。

後期高齢者医療制度では、医療費等の自己負担額を除く費用（医療給付費）を、公費が約5割、現役世代（0～74歳）が約4割を負担し、残りの約1割を皆さまの後期高齢者医療保険料で賄っています。

山梨県後期高齢者医療広域連合では、これまで8年間保険料率を据え置くことができたが、被保険者数の増加に伴い、医療給付費が年々増加していることに加え、少子高齢化に伴い現役世代の負担率が年々減少してきた結果、保険料を据え置くことが困難となったため、令和4・5年度の保険料率を必要最小限の範囲で改定しました。

令和2・3年度			➡	令和4・5年度		
保険料率	均等割額	40,490円		保険料率	均等割額	40,980円
	所得割率	7.86%			所得割率	8.30%
保険料の賦課限度額（上限額）		640,000円		保険料の賦課限度額（上限額）		660,000円

保険料の算定方法について

保険料
（10円未満切り捨て）

=

均等割額
40,980円

+

所得割額
前年の総所得－基礎控除額43万円×8.30%

※世帯の所得に応じて、均等割額の軽減措置があります。 ※保険料は全ての被保険者一人ひとりが、個人単位で納めます。
※保険料賦課限度額／66万円（どんなに所得が高い方でも年66万円が上限になります。）



健康維持・増進を図るため、人間ドックを受診することは生活習慣病等の予防や早期発見などの観点からも、とても大切です。市では人間ドック費用の一部助成を行っていますので、受診を考えている方はぜひご活用ください。

□ 甲州市国保人間ドック

4月から助成の申し込みを受け付けていますが、まだ定員に空きがあります。ぜひご活用ください。

対象者(次の全てに該当する方)

- 甲州市国民健康保険被保険者で令和5年4月1日時点で41歳～74歳の方(昭和23年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方)
- 国民健康保険税を滞納していない世帯の方
- 同じ年度内に特定健診(基本健診)および市で実施するがん検診(子宮頸がん・乳がん検診を除く)を受診されていない方

助成金

一人につき17,000円

※実際にかかった費用から助成金を差し引いた金額が自己負担金となります。

定員

1,400名(先着順)

申込方法

●受付場所 健康増進課窓口または勝沼支所・大和支所

●持ち物 国民健康保険被保険者証(保険証)

※窓口でお申し込みください。電話でのお申し込みはできません。

その他

●実施医療機関 塩山市民病院、山梨厚生病院、加納岩総合病院、山梨病院
山梨厚生連健康管理センター、石和温泉病院クアハウス石和、

●検査内容 1日人間ドック

●受診期間 令和5年2月28日(火)まで

問 健康増進課 保健事業担当 ☎34-5436

□ 甲州市社保被扶養者人間ドック

まだ定員に空きがありますので、ぜひご活用ください。

対象者

- 甲州市に住所を有する社会保険加入の被扶養者で令和5年4月1日時点で41～74歳の方(昭和23年4月2日～昭和57年4月1日生まれの方)

※社会保険加入者本人は対象になりません

※職場や加入している医療保険で人間ドックの助成制度がある場合はそちらを優先してください。

助成金

一人につき11,000円

- ご加入の医療保険によって、さらに特定健診の助成がある場合があります。詳細は各医療保険者(健康保険証の発行元、もしくはご加入者のお勤め先)にご確認ください。

定員

80名(先着順)

申込方法

●受付場所 健康増進課窓口 ※電話でのお申し込みはできません

●持ち物 健康保険証

その他

実施医療機関、検査内容、受診期間は甲州市国保人間ドックと同様です。

問 健康増進課 健康企画・地域医療担当 ☎32-5014

ももたろう塾 ～専門職のお供と老いを退治し若返り～

高齢者の
助っ人

「体の衰えを感じる」「このまま体力が低下して、自分で思うように動けなくなったらどうしよう」と日々心配されている方はいませんか？

市では「自分でできることは何とかしたい」という65歳以上の方を対象に、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的として介護予防教室『ももたろう塾』を開催しています。

『ももたろう塾』は健康運動指導士、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士が専門的にアドバイスを行ってくれる短期集中(おおむね3カ月間)で支援を行う通所型サービスです。

筋力や機能向上のための全体での運動に加えて、個別の体操プログラム、噛むことや飲み込みのための口元のケア、食事内容やバランスについての栄養指導を、個々の状態に合わせて専門家がアドバイス。自宅でも継続して実施していただける内容をお伝えします。

身体の不調を改善し、老い退治をしましょう！



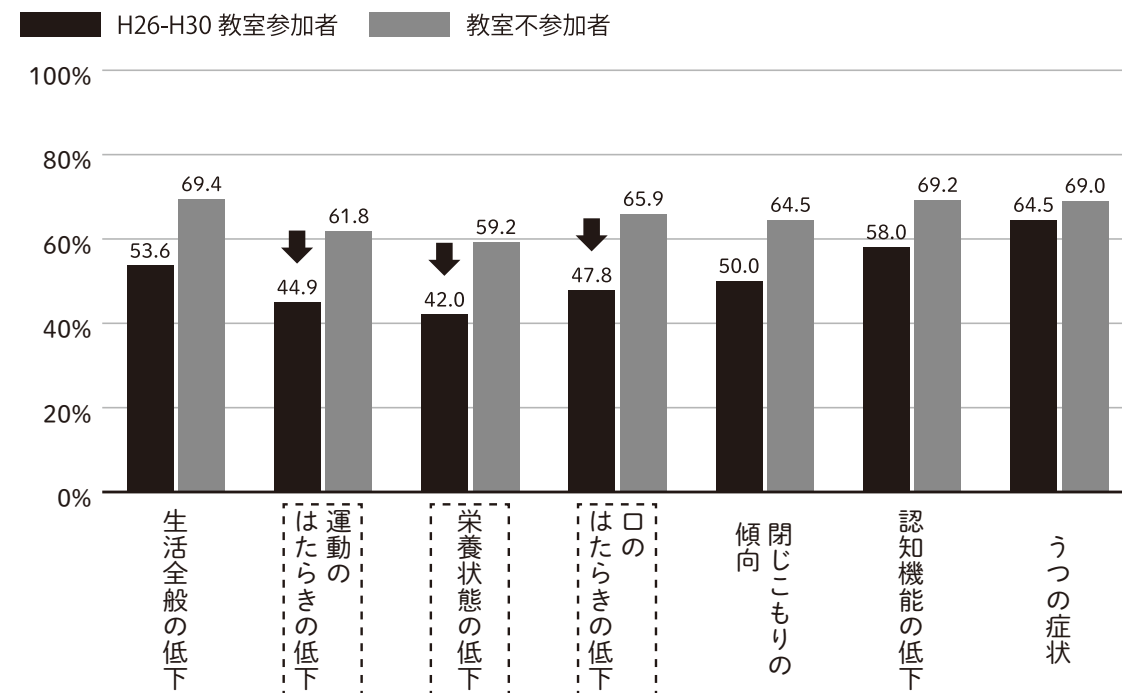
実施期間／毎週金曜日 午前9時30分～11時30分 利用料／1回200円 送迎対応可

からだやこころの機能の低下の割合

資料「令和元年度 甲州市介護予防事業評価のための調査(ももたろう塾報告書)R3.3」より

ももたろう塾過去参加者と不参加者のその後の生活状況を調査した結果です。加齢とともに身体の機能は低下していきますが、ももたろう塾の過去参加者は、不参加者よりさまざまな機能の低下の割合が少なく、機能を維持できる効果がわかりました！

特に運動のはたらきや栄養状態、口のはたらきは、効果がはっきり出ています。



地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。

問 介護支援課 地域包括支援担当(地域包括支援センター) ☎32-5600

料理を作る楽しさを子どもたちに

子どもたちが「台所に立ちたい」と思い始める年齢は2歳～10歳で、そのピークは5歳と言われています。この頃に、料理の手伝いや自分で料理を作る体験を通して「食」に興味を持ち「自分で作って食べる力」を身につけ、生きる力を育むことが大切です。最初は家族のサポートが必要ですが、料理づくりに慣れると子どもの手伝いに助けられる機会が増えるかもしれません。この夏は、ぜひ子どもと一緒に料理を楽しんでみてください。

料理づくりの年齢目安

2歳～3歳	洗う・ちぎる・混ぜる・こねる・丸める
4歳～5歳	包丁を使って切る・ピーラーを使って皮をむく・卵を割る
6歳～7歳以降	1品、料理を最後まで作ることにチャレンジ(火や家電を使いながら)

子どもでも簡単 夏野菜のきゅうり＆トマトを使ったサラダ

材料4人分

- きゅうり……………1/2本
- ミニトマト……………8個
- 大根……………80g
- 酢……………大さじ2杯
- 砂糖……………大さじ2杯
- 塩……………小さじ半分
- 油……………大さじ2杯

作り方

- きゅうりは、しましま模様になるように軽く皮をむき食べやすい大きさに切ります。大根も皮をむき、食べやすい大きさに切ります。ミニトマトは、ヘタをとります。
- ビニール袋に①の野菜と調味料を入れて混ぜます。よくもみ、冷蔵庫で20分～30分くらい寝かせたらでき上がりです。



健康増進課 健康づくり担当 ☎33-7812

食改さんレシピ

このレシピは、平成30年度に食生活改善推進員が考案したおすすめ料理です。



旬の野菜を使っておいしく食べよう ゴーヤのしょうが佃煮

材料(ゴーヤ1本分)

- ゴーヤ …………… 1本
- しょうが(千切り) …………… 15g
- あみえび(もしくはちりめんじゃこ) …………… 20g
- ゴマ …………… 大さじ1杯
- 削り節 …………… 5g
- 醤油 …………… 大さじ2杯
- みりん …………… 大さじ2杯
- 酢 …………… 大さじ2杯
- はちみつ …………… 大さじ3杯

作り方

- ゴーヤは縦半分に切り、種とわたを除き、5mm角に切る。
- 鍋にAを入れて中火にかけ、煮立ったら、ゴーヤとしょうが、あみえびを加えて木べらで混ぜながら煮る。
- 水気がほとんどなくなったら、ゴマと削り節を加えて混ぜ合わせたらできあがり。

豊富なビタミンCで夏バテ予防
ゴーヤのビタミンCは加熱しても壊れにくいので、炒め物やてんぷらがおすすめです。

新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯への給付金のお知らせ

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

◎低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を支給します。
●支給対象者(次の①～③のいずれかに該当する方)
①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
②公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方

※すでに児童扶養手当受給者として認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしてい

れば、令和4年4月分の児童扶養手当が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

支給額

児童1人当たり一律5万円
(1回限り)

申請方法

- ①に該当する方は申請不要です。該当する方には支給済みです。
- ②、③に該当する方は申請が必要です。申請書に振込先口座などを記入し、必要書類とともに子育て・福祉推進課の窓口へ直接、または

郵送でご提出ください。

●申請期限
令和5年2月28日(火)まで

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

◎次の要件に該当する子育て世帯に対し、給付金を支給します。
●支給対象者

①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方(未申告者は除く)
②令和4年5月分から令和5年3月分までのいずれかの月分の児童手当または特別児童扶養手当の新規認定受給者または額改定(増額)受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の方(未申告者は除く)

③①または②のほか、令和4年3月31日時点で18歳未満の子(障害児については特別児童扶養手当の認定を受けている20歳未満の子)の養育者で、次のいずれかに該当する方(令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります)。令和4年度分の住民税均等割が非課税の方(未申告者は除く)

・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方(家計急変者)
●支給対象児童
平成16年4月2日(障害児の場合は平成14年4月2日)～令和5年2月28日の間に出生した児童

●支給額

対象児童1名につき5万円
※対象児童について、ひとり親世帯分給付金を受給されている場合や他市町村で同給付金を受給している場合は、対象外となります。

●申請方法

・支給対象者①、②は申請不要
児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。課税状況を確認し、支給対象者に該当する方には随時案内を郵送します。
・支給対象者③は申請が必要です。申請書にご記入のうえ、必要書類を添えてご提出ください。

ただし、甲州市で児童手当を受給されている中学生以下のお子様と同じ世帯にいる場合には、支給対象者①(申請不要)と同様に給付金を支給される対象となるため、申請不要です。

申請書の様式等は、市ホームページからダウンロードできるほか、子育て・福祉推進課でも配布しています。
●申請期限
令和5年2月28日(火)まで

●受付場所

子育て・福祉推進課
子育て福祉担当
(本庁舎1階7番窓口)

●問合せ先

厚生労働省「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター
☎0120・4000・903
子育て・福祉推進課子育て福祉担当
☎32・5081

8月は児童扶養手当・ひとり親家庭医療費受給者証の更新月です

●「現況届」と「更新申請書」の提出について

該当する方には、7月下旬から「現況届(児童扶養手当)」と「更新申請書(ひとり親家庭医療費)」を順次郵送しますのでご確認ください。
●「一部支給停止適用除外事由届出書」の提出について
6月下旬に送付済みですが、児童扶養手当受給開始(事由発生日)から5年等経過された方は、一部支給停止となるため、適用除外の対象になる方は、必ず8月1日以降に「現況届(児童扶養手当)」と併せて「一部支給停止適用除外事由届出書」を提出してください。

●提出先 子育て・福祉推進課
※勝沼支所・大和支所へは提出できません。
●提出期間
8月1日(月)～31日(水)

※土日祝日を除く
※必ず受給者ご自身が提出してください。未提出の場合は受給できなくなります。

●問合せ先

子育て・福祉推進課
子育て福祉担当
☎32・5081



マイナンバーカードに関するお知らせ

☎ 市民課 住民記録・戸籍担当 ☎ 32-5061

休日にマイナンバーカード関係の手続きができます ※完全予約制

- 日 時 7月23日(土)午後1時～5時
- 場 所 市役所本庁舎 1階 市民課
- 内 容 マイナンバーカードの申請、受け取り、更新、暗証番号変更・初期化、マイナポイント予約・申し込み
- 予約方法 7月22日(金)午後5時までに電話でご予約ください。
※持ち物等は、予約時に説明します。

『マイナンバーカード出張申請サポート』について

市の職員が企業・学校・サークル等のご希望の場所に出向き、マイナンバーカードの申請サポート(顔写真の撮影と申請書の受付)を行います。申請時に、本人確認等の必要な条件を満たせば、できあがったマイナンバーカードを本人限定受取郵便によりご自宅へお送りします。出張申請サポートをご希望の場合は、お電話等にてお気軽にご相談ください。

暮らしに便利な
マイナンバーカード！
甲州市のカード交付率は、
42.0%です。(6月1日現在)



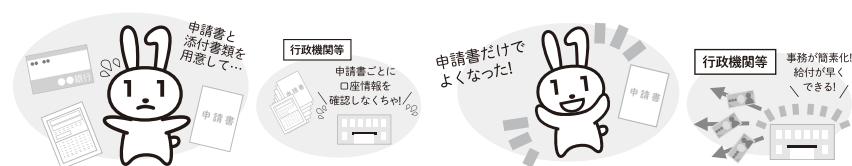
マイナポイント情報

令和4年9月末までにマイナポイントを申請した方が対象です!!

公金受取口座登録制度でできること

Before

After



公金受取口座登録制度ってなに？

給付金などを受け取るための預貯金口座(公金受取口座)を、1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

どんないいことがあるの？

公金受取口座を登録しておく、年金、児童手当など、今後の給付金などの申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。申請の都度、必要になる書類確認の手間が省け、緊急時の給付金などもより迅速に受け取ることができるようになります。
※公金受取口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではありません。

登録可能な口座は？

金融機関にお持ちの本人名義の預貯金口座を登録することができます。登録可能な金融機関一覧はデジタル庁ホームページよりご確認ください。

※デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録が可能な金融機関」
https://www.digital.go.jp/policies/account_registration_finance/



公金受取口座の登録はマイナポイント付与対象！

公金受取口座を登録した方に対する7,500円分のマイナポイントの申込・付与は、令和4年6月30日からスタートします。既に登録済の方ももちろん対象！

マイナンバーカードの新規取得等で
5,000円分

健康保険証としての利用申込みで
7,500円分

公金受取口座の登録で
7,500円分※

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、令和5年2月末までにマイナポイントの申込みを行う必要があります。

※マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。



マイナポイント申込みの詳しい流れはこちらから確認できます！

スマートフォン、パソコンで
申し込む方



※新しい生活様式とは、厚生労働省から示された、日常生活の中で取り入れていただきたい新型コロナウイルス感染対策の実践例のことです。

マスク着用により、熱中症のリスクが高まります。次の1～3の感染症予防対策を取り入れた「新しい生活様式」の中では、これまで以上に熱中症予防を心がけましょう。

- 1 身体的距離の確保
- 2 手洗い、マスクの着用
- 3 「3密(密集、密接、密閉)」を避ける等

「新しい生活様式」での熱中症予防行動のポイント

●暑さを避けましょう

- ・「気温」と「湿度」をいつも気にして、エアコン等で部屋の温度を調整する。
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整する。
- ・暑い日や時間帯は無理をしない。急に暑くなった日等は特に注意する。
- ・涼しい服装を心がけ、外に出る時は日傘や帽子を活用する。

●適宜マスクをはずしましょう

- ・気温、湿度の高い中でのマスク着用は要注意。また、マスク着用時は負荷のかかる作業や運動は避けましょう。

※マスク着用の考え方 山梨県「新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請(R4.6.1～8.31)」より

	身体的距離(2m以上)が確保できる		身体的距離(2m以上)が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話をを行う	着用を推奨する 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない 例:ランニングなど離れて行う運動、鬼ごっこなど密にならない遊び	着用を推奨する 例:通勤電車の中	着用の必要はない 例:徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合

(注)夏場は熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

(注)お年寄りやと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

●こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渴いていなくても、定期的に水分補給する(1日あたり1.2ℓを目安に)。
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに。

●日頃から健康管理をしましょう

- ・日頃から体温測定・健康チェックを行い、体調が悪いと感じた時は無理せず自宅で静養する。

●暑さに備えた体づくりをしましょう

- ・暑くなり始めの時期から適度に運動(「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度)を心がけ、身体が暑さに慣れるようにする(水分補給を忘れずに)。
- ・規則正しい生活と食事(3食とる、栄養バランスよくとる)、十分な睡眠・休養を心がける。

特に、熱中症になりやすい高齢者・子ども・障害者の方は、より注意する必要があります。
3密を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをしましょう。

☎ 健康増進課 健康企画・地域医療担当 ☎ 32-5014

「熱中症予防」と「新しい生活様式」※を両立させて夏も健康に！



武田家滅亡から440年 「武田家終えんの地」で史跡巡り

6月11日、大和町の史跡を歩く「知っているようで知らない？武田家の最期」を開催しました。

栖雲寺や景德院などおなじみの史跡のほか、古戦場跡や北条夫人の侍女16名が命を絶ったとされる「姫が淵」、キリシタン大名「有馬晴信謫居の跡」など、知る人ぞ知るゆかりの地も訪れ、武田家の最期に想いを馳せました。



宇宙を身近に 「宇宙の学校」が開校

6月4日、市教育委員会は実験や工作を通じて科学に親しむ「宇宙の学校」を開校しました。

指導者ボランティアの宮川広さんによる「宇宙のお話」を聴いた後、ビニールシートとドライヤーを使った熱気球の実験を実施。親子で協力して作った気球がゆっくり舞い上がると、拍手と歓声がありました。



甲州アルプスを歩く 大菩薩トレッキング(春編)

5月26日、日本百名山「大菩薩」を歩く「大菩薩トレッキング」を開催しました。当日は31名が参加。大菩薩嶺・大菩薩峠の2コースに分かれ、地元ガイドの話聞きながら新緑を満喫しました。10月には秋編が予定されています。



7点を認証 原産地呼称ワイン認証制度

5月24日、甲州市原産地呼称ワイン認証制度・官能審査会を勝沼ぶどうの丘で行いました。審査員が味や香りなどを審査し、出品された7点(白5、赤2)全てが認証されました。合格したワインは、認証シールを貼って店頭で販売されます。



福祉体験を実施 高齢者・障害者への理解を深める

6月13日、塩山南小で福祉体験が行われました。市社会福祉協議会が講師を務め、車いす体験などを実施。手足に重りをつけるなどして高齢者の感覚を体験した児童は「補助がないと動くのも大変。これからはもっとお年寄りのお手伝いをしたい」と話してくれました。



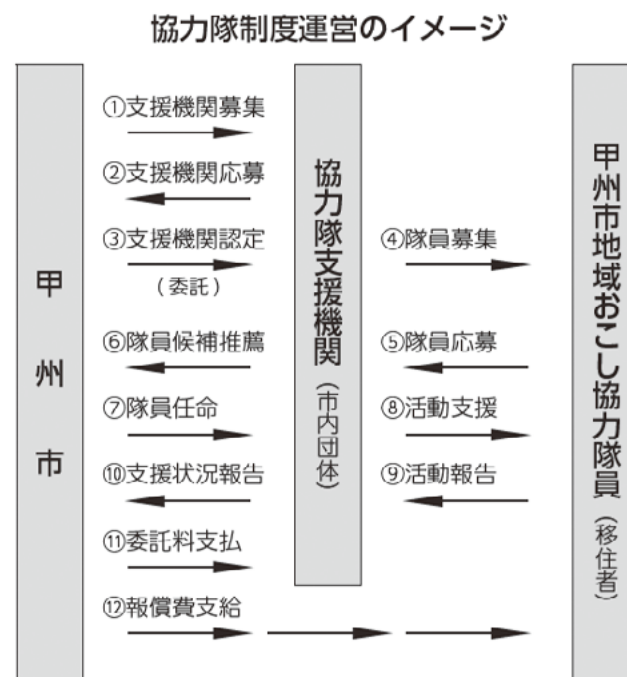
人権の花運動 大藤小でバルーンリリース

5月31日、花を育てることで豊かな心を育んでもらおうと、山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会は「人権の花」贈呈式を行いました。児童にマリーゴールドなどの苗が贈られた後、カウントダウンに合わせてメッセージを付けた風船を一齐に飛ばしました。

甲州市地域おこし協力隊(アグリトレーニー)支援機関を募集します

市では、地域おこし協力隊制度を活用して本市に移住し、農業研修等を経て将来的に市内で独立就農を目指す「アグリトレーニー(農業研修生)事業」を実施します。

本事業にご協力いただける支援機関を選定するにあたって、意欲ある農業団体等からのご提案を募集します。市内に主たる事務所を有する農業団体等で、10月の地域おこし協力隊員の任期開始に向け、隊員募集や農業研修等の必要なサポート体制を整え、隊員の受け入れを行っていた「支援機関」を希望される場合は、ぜひご提案ください。



詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎ 農林振興課 果樹農林担当 ☎ 32-5092

「甲州市小規模企業者持続化補助金」の募集を行います！

地域雇用の重要な受け皿となる市内の小規模企業者の事業の持続的発展を後押しし、地域経済の活性化を図ることを目的に実施します。販路開拓(新たな市場への参入に向けた販売方法の工夫)や、販路開拓と併せて行う業務効率化等の取り組みにご活用ください。

対象者 甲州市内に事業所を有する小規模企業者

- 国や県の小規模事業者持続化補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- 過去に甲州市小規模企業者持続化補助金の採択を受けた企業者は応募できません。
- 今回の採択件数は5件です。
- 10月頃にも5件の募集を行う予定です。

募集期間 6月13日(月)～7月29日(金)

対象となる事業内容

メニュー	内容	補助率および補助限度額
(1) 広報費	看板の作成・設置、ポスターやチラシ等の作成、ホームページの作成や更新	補助率 2/3以内 限度額 15万円
(2) 機械装置等費	機械装置等の購入	
(3) 開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工	
(4) 外注費	店舗改装・バリアフリー化工事、利用客向けトイレの改装工事	

応募方法等の詳細は、市ホームページに掲載する公募要領をご覧ください。

☎ 観光商工課 商工振興担当 ☎ 32-5091

お知らせ

くらしの情報

障害年金をご存じですか？

⑤ 公的年金制度では、若いときに公的年金制度に加入して保険料を納め続けることで、病气やけがによって生活や仕事に制限されるようになった場合、生活の安定が損なわれることのないよう、障害年金の制度が設けられています。障害年金をご存じでなく、受給できる可能性があるにもかかわらず、請求を行っていない方がいるかもしれません。ここでは障害年金について紹介します。

◎ 障害年金の種類

障害年金には、障害基礎年金と障害厚生年金があります。受け取る年金の種類は、障害の原因となった病气やけがで、初めて医師の診療を受けた日(初診日)の時点で加入している年金制度により異なります。具体的には、次のように請求できます。

- ① 国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」
- ② 厚生年金に加入していた場合は

お知らせ

相談

「障害厚生年金」

※ 初診日に20歳未満または60歳〜65歳の年金未加入期間中の方は、障害基礎年金が請求できます。

- 障害年金の対象となる主な病气やけが
- 外部疾患 眼、聴覚、肢体(手足など)の障害など
- 精神障害 統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など
- 内部疾患 呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

◎ 受給要件

障害基礎年金・障害厚生年金を受けするためには、次の3つの要件を全て満たしている必要があります。

- ① 初診日に年金に加入していること
- ※ 初診日に20歳未満または60歳〜65歳の年金未加入期間中の方は、障害基礎年金が請求できます。
- ② 一定の障害の状態にあること

障害認定日(原則、初診日から1年6カ月を経過した日(初診日に20歳未満だった方は20歳に達したとき、障害認定日に20歳に達していた方は障害認定日)または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。

- ③ 一定の保険料を納付していること
- 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること、または直近の1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。
- ◎ 年金額

イベント

講座・教室

障害年金の額は、初診日の時点で加入していた年金や、障害の程度、配偶者の有無や子どもの人数などによって異なります。

- ① 障害基礎年金
- 年間支給額は、1級障害が97万2,250円、2級障害が77万7,800円で、18歳到達年度末日の間にある子(または障害の状態にある20歳未満の子)がいる場合は、その人数に応じて一定額が加算されます。
- ② 障害厚生年金
- 年間支給額は、厚生年金加入期間の報酬額と加入期間で算出され、1級障害は報酬等に比例した年金額の1.25倍、2級、3級障害は報酬等に比例した年金額が支給されます。
- また、1級障害、2級障害の障害厚生年金を受けられる方には、配偶者加算がされるほか、併せて障害基礎年金も支給されます。
- ※ 障害者手帳の等級とは異なります。
- ※ 年金額は令和4年度の額です。
- ◎ 請求手続き

障害年金を受け取るためには、本人または家族による年金請求手続きが必要で

- ① 「障害基礎年金」の請求手続き先 市民課 国保・年金担当
- または甲府年金事務所
- ② 「障害厚生年金」の請求手続き先 甲府年金事務所
- ◎ 市民課 国保・年金担当
- ☎ 32・2111
- (内1022・1023)
- ◎ 甲府年金事務所
- ☎ 055・252・1431

甲州市まちづくりアンケート調査を実施しています

⑤ 市では、第2次甲州市総合計画が、計画期間平成30年度〜令和9年度(の中間年度を迎えたことから、社会・経済状況等の変化に対応するため、中間見直しを行います。見直しに伴い、市民の皆さまのニーズなどを把握するため、市内に居住する16歳以上の方1,000名を抽出し、6月下旬にアンケート用紙を送付しましたので、回答へのご協力をお願いします。

なお、アンケート用紙が届かなかった方でも、市ホームページからアンケートに回答することが出来ます。

※ 市ホームページからは、市内に住所のある方であればどなたでも回答できます。

■ 調査期間 7月7日(木)まで

◎ 政策秘書課 政策調整担当



新型コロナウイルス感染症拡大状況により、イベントや相談会等が中止・延期となる場合があります。なお、参加にあたっては、事前検温やマスク着用等、感染症対策へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、イベントや相談会等が中止・延期となる場合があります。なお、参加にあたっては、事前検温やマスク着用等、感染症対策へのご協力をお願いします。

がん検診の個別(医療機関)検診

⑤ 指定医療機関でもがん検診(胃がん、大腸がん、肺がん、腹部超音波)の受け付けを行っています。総合健診の日程で都合のつかない方や医療機関での受診をご希望の方は、ぜひご利用ください。

- ⑥ 甲州市に住所を有する20歳以上(令和5年4月1日時点)の方
- 検査内容
- 41歳以上の方 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、腹部超音波検診
- 20歳〜40歳の方 腹部超音波検診
- ※ 特定健診も同時に受診できます。
- 自己負担金
- 胃がん検診 800円
- 大腸がん検診 300円
- 肺がん検診 200円
- (65歳以上は無料)
- 腹部超音波検診 600円
- 受診方法

健康増進課窓口でお申し込みください。「がん検診受診券」を発行します。受診券発行後、指定医療機関に電話等で事前予約してください。受診希望日、検査項目をお伝えください。

- 申し込み後、医療機関から受診票等が郵送されます。
- 受診当日は、がん検診受診券、保険証、受診票、自己負担金、大腸がん検体(申込者のみ)をお持ちください。
- ※ 「がん検診受診券」を忘れた場合、全額自己負担となります。
- 指定医療機関

献血にご協力をお願いします

- ⑥ 7月29日(金)
- ⑦ 午前9時30分〜11時30分
- ⑧ 午後0時45分〜3時30分
- ⑨ 市役所本庁舎 東側駐車場
- ⑩ 400ml献血のできる方
- ※ 今回から400ml限定となります。
- 当日服用していても献血可能な対象者

※ ビタミン剤、血圧の薬、花粉症の薬、胃腸薬、高脂血症治療薬、アレルギー薬、高尿酸血症治療薬

お知らせ

相談

イベント

講座・教室

消費税のインボイス制度説明会を開催します

⑤ 消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)にかかるとなるための登録が書発行事業者」となるための登録がお済みでない方を対象に、インボイス制度の基本的な仕組みについての説明会を行います。



- お問い合わせ
- 予約献血ができます。受付がスムーズとなり予約特典が受けられます。
- QRコードから日本赤十字社のウェブサイト
- でラブラッド会員登録を行ってください。
- ※ 今回が初回の方はラブラッド会員に登録できません。
- 発熱が認められた場合は、献血をお断りすることがあります。
- バス内での密集回避のため、外でお待ちいただく場合があります。
- 輸血用血液の安全対策として、本人確認書類(運転免許証等)をご持参ください。
- パソコン入力による情報確認を行うため、手続きに時間を要する場合があります。
- 主催
- 甲州市、塩山ライオンズクラブ
- 協力
- 甲州市赤十字奉仕団
- ◎ 健康増進課
- ◎ 健康企画・地域医療担当
- ☎ 32・5014

固定資産税第2期および国民健康保険税第1期の納期限について

8月1日(月)が納期限です。

お忘れにならないようご注意ください。

- 口座振替の方は、8月1日(月)に振り替えますので、前日までに残高をご確認ください。
- 納税相談を税務課収納担当窓口にて随時行っています。

◎ 税務課 収納担当 ☎ 32・5074



100



言
月

●対 象 市内の学校に在籍する小学校5年生～中学校3年生
●開設日時 毎週月曜日～金曜日（振替休日・祝日等除く）
午前9時～正午
●開設場所 甲州市大和町初鹿野1693番地1（大和ふるさと会館内）
※教育相談および入室希望の方は、在籍校を通してご連絡ください。

📄:内容 📅:日付 🕒:時間 📍:場所 👤:対象 💰:料金 📁:持ち物 📬:申込方法 🗨️:問合せ

令和4年度自衛官等採用案内

- 募集種目・受付期間
- 航空学生(男子・女子)
7月1日(金)～9月8日(木)
- 一般曹候補生(男子・女子)
7月1日(金)～9月5日(月)
- 自衛官候補生(男子・女子)
年間を通じて募集しています。
- 防衛大学校学生(男子・女子)
推薦／総合選抜
9月5日(月)～9日(金)
- 一般
- 7月1日(金)～10月26日(水)
防衛医科大学校医学科学生
- 7月1日(金)～10月12日(水)
防衛医科大学校看護学科学生
- 7月1日(金)～10月5日(水)
その他

詳細はホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。



東山梨行政事務組合
令和4年度職員採用試験案内

- 試験職種・採用予定人数
- 消防職 5名程度
- 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、高等学校以上(高校、短大、大学)を卒業した方および令和5年3月31日まで

相談

新規就農相談会 in やまなし

- ⑤山梨県就農支援センターによる就農支援制度や研修等の紹介のほか、指導農業士および青年農業士による自営就農の相談、県内の農業生産法人等による雇用就農の相談を行います。
- ⑥8月28日(日)
午前10時～午後4時
- ※事前予約の必要はありません。
- ⑦山梨県庁防災新館 1階
(オープンスクエア)
※駐車場もあります。
- ⑧山梨県就農支援センター
☎055・223・5747
- FAX 055・223・2117
- ⑨山梨県農政部担い手・農地対策課
☎055・223・1621
- FAX 055・223・1604



サマijanボ宝び
7月5日(火)発売!!
1枚300円
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
(公社)山梨県市町村協賛組合

商工会職員を募集します

- 第1次試験(合格者に通知
受付期間
7月20日(水)～8月5日(金)
※受付時間は火曜日を除く午前8時30分～午後5時15分
その他
- 採用試験案内、資格要件等の詳細はお問い合わせください。
- ⑥**釈迦堂遺跡博物館**
☎47・3333
- ⑦**釈迦堂遺跡博物館**
☎47・3333
- ⑧**山梨県就農支援センター**
☎055・223・5747
- FAX 055・223・2117
- ⑨**山梨県農政部担い手・農地対策課**
☎055・223・1621
- FAX 055・223・1604



障害者差別に関する相談

- ⑥「これって障害者差別では？」障害者の方にとのような配慮をするべきか？」などの相談に応じます。
- ⑦**福祉総合支援課 相談支援担当**
☎32・0285 FAX 20・6167

身体障害者巡回相談

- ⑥肢体が不自由な方を中心とした医学的判定、義肢、車いす等の補装具の相談、身体障害全般に関する相談会を開催します。
- ⑦7月21日(木)
午前10時～正午(受付は午前11時30分まで)
- ⑧市役所本庁舎 2階 第1会議室
- ⑨**山梨県障害者相談スタッフ**
☎055・254・8672
- FAX 055・254・8675

もの忘れ相談

- ⑥最近もの忘れしやすくなり心配な方や、気になる症状が出てきた家族への対応方法など、日下部記念病院の認知症専門医が相談に応じます。お気軽にお越しください。
- ⑦7月15日(金)

釈迦堂遺跡博物館
令和4年度職員採用試験案内

- 職種・採用予定人員
- 学芸員 1名
- ⑥昭和62年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれにも該当する方
- ①大学(大学院を含み短期大学を除く)において、考古学を専攻して卒業(修了)した方、または令和5年3月31日までに卒業(修了)見込みの方
- ②学芸員資格を有する方、または令和5年3月31日までに資格取得見込みの方
- 試験日
第1次試験 9月18日(日)
第2次試験

- ⑦午後1時30分～
市役所本庁舎 1階
市民ギャラリー
- ⑧7月12日(火)までにお申し込みください。
- ※毎月第3金曜日に開設しています。
- ⑨**介護支援課 地域包括支援センター**
☎32・5600

無料法律相談

- ⑥7月15日(金)
午後1時30分～4時30分
- ⑦市役所本庁舎 2階 第1会議室
- ⑧甲州市民
- 定員 6名(1名につき30分以内)
- ※7月5日(火)午前8時30分から予約を受け付けます。
- ※なるべく多くの方に相談機会を設けるため、回数を制限させていただく場合があります。
- ⑨**市民課 市民協働推進担当**
☎32・5068

生活困窮者相談窓口出張相談

- ⑥経済的に困窮している方、日常生活に不安や心配を抱えている方のさまざまな相談に応じます。
- ⑦7月7日(木)
午後1時30分～4時30分
- ⑧勝沼市民会館 1階
いきいきルーム
- ⑨市内在住の方

司法書士による無料相談会

- ⑥相続や会社関係の登記、土地・建物の名義変更、遺言、成年後見等の相談に応じます。
- ⑦7月15日(金)
午後1時30分～4時30分
- ⑧街の駅やまなし
- ※相談時間は1組につき40分以内
- ※書類の作成指導や審査は行いません。
- ※初めてのご相談に限りします。
- ⑨**山梨県司法書士会 相続登記相談センター**
☎055・253・2376

あんしん相談

- ⑥閉じこもりがちになった、無口になった、会社や学校に行けない、家族関係や友人関係がうまくいかななど、メンタルヘルスを中心とした相談に応じます。
- ⑦随時
午前9時～午後4時
- ⑧来所を基本としますが、ご事情によ

市役所本庁舎の証明書自動交付機の一時停止について

本庁舎電気点検のため、市役所本庁舎の証明書自動交付機が一時停止します。
ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
お急ぎの方は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートにて、住民基本台帳カードおよび個人番号カードによる証明書発行サービスを実施していますので、そちらをご利用ください。

停止日時 7月23日(土) 午前8時30分～10時

⑧市民課 住民記録・戸籍担当 ☎32-2111(内線1011～1017)

- ⑥電話でお申し込みください。
- その他 保健師、社会福祉士がそれぞれの専門により対応します。また、必要と判断された場合には精神科医師の対応も可能です。
- ※精神科等の医療機関の紹介を目的とした相談ではありません。
- ⑨**福祉総合支援課 相談支援担当**
☎32・0285 FAX 20・6167

予約不要・無料
消費生活相談

④ 消費生活相談員が消費生活に関するトラブル(電話詐欺や架空請求、クーリングオフ等の相談に応じます。お困りの方は、ぜひご利用ください。

⑤ 7月6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)

⑥ 市役所本庁舎 1階 相談室 (市民課内)

⑦ 甲州市民、山梨市民

⑧ 市民課 市民協働推進担当

☎ 32・5068

要予約・無料
甲府年金事務所出張相談

④ 年金請求手続き、年金受給者の死亡に関する手続き、年金加入・納付記録の確認や年金額の計算など

⑤ 7月28日(木)

⑥ 午前の部 午前9時30分～正午 午後の部 午後1時～4時

⑦ 市役所本庁舎 1階 市民ギャラリー

⑧ 基礎年金番号が確認できるもの(年金手帳、年金証書等)および本人確認書類(運転免許証等)をお持ちください。代理人の方がお越しの場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

⑨ 甲府年金事務所

☎ 055・252・1431

お知らせ

相談

イベント

講座・教室

予約不要・無料
合同相談

④ 身近な相談窓口として毎月開催しています。行政、人権、家庭のことでお悩みの方は、この機会にご利用ください。

⑤ 7月14日(木)

⑥ 午後1時30分～3時

⑦ 市役所本庁舎 2階 第1会議室 甲州市民

⑧ 市民課 市民協働推進担当

☎ 32・5068

予約不要・無料
勝沼・大和地域行政相談

④ 行政に関わることでお悩みの方は、この機会にご利用ください。

⑤ 7月15日(金)

⑥ 午後1時30分～3時

⑦ 勝沼防災センター 2階 会議室A 甲州市民

⑧ 市民課 市民協働推進担当

☎ 32・5068

要予約・無料
成年後見制度・相続に関する相談会

④ 成年後見制度、相続、遺言書の作成等について、司法書士が相談に応じます。

⑤ 7月27日(水)

⑥ 午後1時30分～4時30分

イベント

⑦ 塩山保健福祉センター 1階 相談室 市内在住の方

● 定員 4名(1名につき40分以内)

※ 7月1日(金)午前8時30分から電話予約を受け付けます。

⑧ 甲州市社会福祉協議会 権利擁護支援センター

☎ 34・8195

予約不要
表示登記無料相談会

④ 土地・建物の表示に関する登記の相談(土地の分割・地目の変更、建物の新築・増築・取り壊しの登記、隣地との境界問題など)。

⑤ 7月30日(土)

⑥ 午前の部 午前10時～正午 午後の部 午後1時～3時

⑦ 笛吹市スコレーセンター

※ 秘密は厳守します。

⑧ 山梨県土地家屋調査士会 峡東支部(大野)

☎ 090・2461・7093

要申込
第31回上条集落見学会と
じゃがいも収穫体験会

④ 市中央公民館の共催事業です。

⑤ 8月20日(土)

⑥ 1部 午後1時～2時30分 (受付は午後0時30分～)

⑦ 2部 午後3時～4時30分 (受付は午後2時30分～)

⑧ 甲州市中央公民館 ロビー・ホワイエ 市内在住の小学生とその保護者

● 定員 各回25組(小学生1名につき、参加保護者1名まで)

● その他 汚れてもよい作業に適した服装でお越しください。

⑨ 7月6日(水)～7月29日(金)の間に、電話または中央公民館窓口でお申し込みください。(月曜・休館日を除く午前9時～午後5時)

⑩ 生涯学習課 公民館担当

☎ 32・1411

要申込
夏休み染色教室
トートバッグ・ストールの
藍染(あいぞめ)体験

④ 著名な染色家を講師に迎え、トートバッグ・ストールの藍染体験を行います。染色の魅力や技法の基礎を学びます。

⑤ トートバッグ(綿、35cm×33cm)

⑥ 7月23日(土)

⑦ 500円

⑧ ストール

⑨ (綿)ジョーゼット、55cm×160cm

⑩ 7月30日(土)

⑪ 2,000円

⑫ 両日とも午後2時～4時30分です。両日参加も歓迎します。

④ 上条集落見学会と「上条を活性化する会」によるじゃがいもの収穫体験会、上条産の新鮮野菜・果物の販売を行います。体験会は収穫したじゃがいものお土産付きです。

⑤ 7月9日(土)※雨天決行

⑥ 見学会 午前8時30分～10時頃

⑦ 体験・販売会 午前9時～11時

※ 収穫体験をする方は事前に参加時間をお知らせください。

※ 当日の天候により、収穫体験は中止となる場合があります。

⑧ 福蔵院駐車場

⑨ 見学会 無料(保険料100円を徴収します)

⑩ 収穫体験 1,000円(個人・家族)

※ 別途保険料を1名につき100円徴収します。

● 収穫体験会の定員 先着30組

● その他 マスクを着用し、歩きやすく汚れてもよい服装でご参加ください。

● 当日の天候等により中止となる場合がありますので、当日連絡先(☎ 090・3095・0378)へお問い合わせください。

● 詳細は市ホームページをご覧ください。

⑨ 7月6日(水)までに電話またはFAXで、氏名・住所・電話番号をご連絡ください。

⑩ 生涯学習課 文化財担当

☎ 32・5076

FAX 32・3391

④ 参加費は当日徴収します。

⑤ 甲州市中央公民館 3階 工芸室

⑥ 市内在住者(小学3年生以下の方は保護者の同伴が必要です) 定員 各回15名

● 講師 古屋真知子氏(染色家) その他 汚れてもよい服装(またはエプロン持参)でお越しください。

⑦ 7月5日(火)～7月20日(水)の間に電話または中央公民館窓口でお申し込みください。(月曜・休館日を除く午前9時～午後5時)

⑧ 生涯学習課 公民館担当

☎ 32・1411

④ ご利用ください「甲州市出前講座」

⑤ 市では、市民の皆さまに市役所の業務内容について理解を深めていただき、市民協働のまちづくりを進めていくため「甲州市出前講座」を実施しています。

⑥ 市内在住、在勤または在学の10名以上の方で構成された団体、グループ等利用方法

● 実施予定日の3週間前までに「甲州市出前講座利用申込書」を持参、郵送またはFAXで提出してください。申込書、メニュー等は、市ホームページからダウンロードできます。

※ ご利用の際は、甲州市出前講座利用に関する感染防止対策および使用する施設等のガイドラインをご確認ください。

⑧ 生涯学習課 社会教育担当

☎ 32・5097

新型コロナウイルス感染症拡大状況により、イベントや相談会等が中止・延期となる場合があります。なお、参加にあたっては、事前検温やマスク着用等、感染症対策へのご協力をお願いします。

要申込・無料
夏休み！かるた大会参加者募集

④ 毎年お正月に開催していた「新春かるた大会」を、withコロナ版で開催します。甲州市ふるさとかるたを使用し、学年ごとに順位を競います。お土産(参加賞)あり。むかし遊び体験も実施します。

⑤ 甲州市民文化会館 2階 大会議室 市内在住または市内の小学校1年生～6年生

● 定員 40名(先着順)

⑥ 水筒(熱中症対策のため)

⑦ 7月4日(月)～29日(金)の間に電話またはメールでお申し込みください。

⑧ 8月7日(日)

⑨ 午前10時～正午

⑩ 午前9時30分受付開始

● 主催 甲州市生涯学習市民協議会

● 共催 甲州市教育委員会

⑪ 甲州市生涯学習市民協議会事務局 (生涯学習課社会教育担当内)

☎ 32・5097

✉ s-gakushu@city.koshu.lg.jp

要申込・無料

「パールセウス座流星群」
天体観望会 参加者募集

④ 三大流星群のひとつ「パールセウス座流星群」は、毎年7月下旬に流星が現れ始め、今年一番多く出現するのが8月中旬頃といわれています。講師の解説を聞きながら、望遠鏡や

お知らせ

相談

イベント

講座・教室

講座・教室

要申込・無料
親子木工教室

④ 塩山建設組合の指導により、親子で木製マルチ棚を作ります。終了後にお楽しみ抽選会もあり。ぜひご参加ください。本事業は、塩山建設組合・塩山ライオンズクラブ・甲州

要申込
初心者水泳教室

- 7月9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)・8月6日(土)・7日(日) 5歳～小学校6年生
- 初心者クラス お友達と仲良く水慣れからバタ足の練習などを行います。
- 定員10名
- 午前9時30分～10時20分
- クロール・背泳ぎクラス クロール、背泳ぎの完成を目指します。息継ぎなしのクロールで8m以上泳げる子どもが対象です。
- 定員20名
- 午前10時30分～11時20分
- 1回1,500円(受講料、保険料)
- 何回でも受講可能です。
- 電話予約のうえ、受講料を添えて受付窓口にお申し込みください。(受付時間は午後2時～5時)
- 5名以上の申し込みがあった場合のみ開催します。
- 勝沼B&G海洋センター
- 勝沼B&G海洋センター ☎44・1700

要申込
わくわくカヌー教室

- カヌー体験、ライフジャケット浮遊体験、水の安全教室(紙芝居)を行います。
- 7月9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)・8月6日(土)・7日(日)

お知らせ

相談

イベント

講座・教室

- 午前8時30分～9時20分
- 小学校1年生～6年生
- 定員8名
- 1回1,500円(受講料、保険料)
- 何回でも受講可能です。
- 保護者の方は見学可能です。
- 電話でご予約のうえ、受講料を添えて受付窓口にお申し込みください。(受付時間は午後2時～5時)
- 勝沼B&G海洋センター
- 勝沼B&G海洋センター ☎44・1700

要申込・無料
いざという時の自助・救助
水辺の安全教室(着泳衣体験)

- 着泳衣を体験し、水難事故を未然に防ぐことを目的に開催します。
- 7月16日(土)
- ①午前9時45分～11時45分
- ②午後1時～3時
- 塩山B&G海洋センター
- 定員各回50名
- 幼児(保護者同伴)、小学生
- マスク・マスクケース・タオル、水泳帽、洗濯された服と靴、濡れた服を入れる袋、着替え
- その他
- 感染症予防対策として、マスクおよび水着は着用のうえでご来館ください。
- 更衣室には定員があります(男女ともに7名)。
- 塩山B&G海洋センター ☎32・1596

甲州市生涯学習カルチャー
バンク」をご活用ください！

- 生涯学習の充実を図るため「いつでもどこでもだれでも」楽しく有意義な学習ができるよう、市民の皆さまからの要望に合った指導者を紹介し、学習する機会を提供する「甲州市生涯学習カルチャーバンク」事業を行っています。積極的にご利用ください。
- 市内在住または在勤の個人およびグループ
- 活動までの流れ
- ①指導者は「甲州市生涯学習カルチャーバンク」に登録していただきます。
- ②利用者(学習を始めた方)に、カルチャーバンク登録者の中から希望に合った指導者を紹介します。(登録内容は、市ホームページ掲載の甲州市生涯学習カルチャーバンク名簿をご覧ください)
- ※名簿に連絡先が明記してある指導者の方へは、直接連絡していただけて構いません。
- ※連絡先が明記されていない指導者の方へは、生涯学習課を通しての連絡となります。
- ③利用者とは指導者で話し合っていたら、条件が合意に達すれば活動がスタートします。
- ④利用方法
- ①活動スタート前に事務局へ「様式第5号(カルチャーバンク利用申請書)」を提出。
- ②事務局から「利用決定通知書」により通知



- ③終了後、事務局へ「様式第7号(カルチャーバンク実施報告書)」の提出。(様式は、市ホームページからダウンロードまたは、甲州市民文化会館窓口で取得できます)
- 利用上の注意
- 利用者とは甲州市生涯学習カルチャーバンクに登録した指導者の自主的な活動になります。生涯学習課や公民館が講座等を開催するものではありません。
- 指導者の派遣に係る経費等は、利用者の負担となります。額については、利用者、指導者双方で協議のうえ決定してください。
- 利用に伴い発生した事故および損害について、事務局は一切の責任を負いません。
- 指導者の登録方法
- 市ホームページ掲載の「甲州市生涯学習カルチャーバンク登録申請書」に必要事項を記入し、生涯学習課まで郵送・メールまたはFAXにてご提出ください。
- ※指導者登録は、18歳以上の個人・団体どちらでも可能です。
- 生涯学習課 社会教育担当 ☎404・0045
- 甲州市塩山上塩後240番地 ☎32・5097
- FAX 32・3391
- ✉s-gakushu@city.koshu.lg.jp

要申込
甲州市アドベンチャークラブ
参加者募集

- 7月の活動
- わくわくSUP(サップ)体験
- SUP(サップ)とはstand up paddleboard(スタンドアップパドルボード)の略
- 7月23日(土) ※雨天決行
- ①第1部 午前8時30分～10時30分(受付8時20分)
- ②第2部 午前11時～午後1時(受付10時50分)
- 勝沼B&G海洋センター
- 市内在住の小学校4年生～6年生
- 定員 各部とも16名(先着順)

- 300円
- 水着、ラッシュガードTシャツ可、タオル、スライミングキャップ、帽子、着替え、飲み物、空のペットボトル(大きさは問いません)、ビニール袋(ごみ拾い用)、軍手
- 申込期限 7月15日(金)まで
- ※保護者も見学可能です。(児童1人につき1名まで。連絡時にお申し出ください。屋内は暑くなりやすいので、各自熱中症対策として、飲み物・タオル等をご用意ください。
- 川釣り体験
- 7月30日(土) ※雨天中止
- 午前9時30分～午後0時30分まで
- 日川溪谷レジャーセンター
- 市内在住の小学校1年生～3年生

- 定員 15名(先着順)
- 500円
- 帽子、タオル、飲み物、着替え、軍手、濡れても良い靴(ビーチサンダル可)、雨具(カッパ)
- ※履き慣れた運動靴、汚れてもよい服装で参加してください。
- 申込期限 7月20日(水)まで
- 8月の活動
- ジュニアリーダー研修
- 課題解決、火起こし体験、野外炊飯など
- 8月20日(土) ※雨天決行
- 午前10時～午後4時30分
- 甲斐の国 大和自然学校
- 市内在住の小学校4年生～6年生

Information

令和5年以降の甲州市成人式は
「甲州市20歳の出発」に名称を変更して
開催します。

民法改正(令和4年4月1日施行)による成年年齢引下げに伴い、これまで「甲州市成人式～20歳(はたち)の出発(たびだち)～」として開催していた成人祝賀行事を「甲州市20歳(はたち)の出発(たびだち)」へと名称変更し、今後も当分の間、学年年齢が20歳の方を対象に実施します。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

開催日程

- 令和5年1月8日(日)
- 受付 午後0時30分～
- 開式 午後1時30分～
- 平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方(2002年4月2日～2003年4月1日)
- 甲州市民文化会館 ホール
- ※現在市外に転出している方で、「甲州市20歳の出発」に出席したい方は、10月7日(金)までにご連絡ください。

「甲州市20歳の出発」実行委員募集！

- 二十歳の思い出に 該当年の対象者の中から実行委員を募集し、当日の運営を行います。式典の運営(司会・二十歳の抱負発表など)を行ってみたい方は、電話、FAXまたはメールにてご応募下さい。
- ※氏名、生年月日、住所、連絡先、出身中学校をお伝えください。
- 実行委員顔合わせ、当日の流れ確認、各役割の内容説明、役割の決定(実行委員長・副実行委員長など)、BGMの選定、しおり作成など
- ※実行委員会を式典当日までに数回行う予定です。なお1月7日(土)に前日リハーサルを行います。
- 募集人数 10名程度
- 募集期間 7月5日(火)～9月9日(金)

生涯学習課 社会教育担当
☎32・5097 FAX 32・3391
✉ks-seijin2023@city.koshu.yamanashi.jp

県立産業技術短期大学校
能力開発セミナーのご案内

- 8月開催予定講座
- 商業簿記3級試験対策講座(後編)
- マシニングセンタ加工技術
- 9月開催予定講座
- Verilog・HDLによるFPGA開発入門講座
- 基本情報技術者試験対策講座(午前問題)
- NC旋盤加工技術
- ※講座内容、日程、定員、受講料、申込方法等の詳細はお問い合わせください。
- 山梨県立産業技術短期大学校 塩山キャンパス ☎32・5202

および各子どもクラブ会長

- 定員 20名(先着順)
- 1,000円
- 飲み物、タオル、筆記用具、帽子、雨具、軍手(すべり止めのないもの)、替えのマスク、常備薬(必要に応じて)
- ※動きやすい服装で参加してください。
- 申込期限 8月5日(金)まで
- 主催 甲州市アドベンチャークラブ実行委員会

生涯学習課 社会教育担当
☎32・5097

入館に際して(開館時間や休館日は別紙情報カレンダーやホームページを)確認ください
マスク着用・入退館時の手指消毒・ソーシャルディスタンス(お互いの距離)の確保にご協力ください

塩山図書館「夕涼みお話し」

日時

7月24日(日) 午後6時～8時

会場

甲州市中央公民館 2階 大会議室ほか

定員

おはなし会 50名
きもだめし 小学生以上 25名
※保護者の送迎をお願いします

問合せ・申込み

7月3日(日)～塩山図書館まで

勝沼図書館「おばけ図書館」

日時

8月7日(日) 午後6時～8時

会場

勝沼図書館

定員

20名(小学生以上。保護者の送迎をお願いします)

問合せ・申込み

7月23日(土)午前10時～
勝沼図書館まで

第6回 ビブリオバトル学生大会IN塩山

ビブリオバトルは、好きな本を紹介しあい、聞いている人が一番読みたくなった本をチャンプ本として決める大会です。

日時

8月7日(日) 午前10時30分～

会場

甲州市中央公民館 ロビーにて

内容

バトラー(本の紹介者)を募集しています。

定員

5名(小学校4年生以上)

勝沼図書館 夏休みこども映画会

8月13日(土) 午後2時～ 『おじゃる丸さらばまったりの日々よ』

8月14日(日) 午後2時～ 『お・た・の・し・み』

会場

勝沼図書館 視聴覚室

大和図書館 コワ楽おはなし&映画会

夏にぴったりの怖いお話し会でひやっとした後は映画でお楽しみください。

8月16日(火) 映画『ふしぎ駄菓子屋銭天堂』

8月17日(水) 映画『お・た・の・し・み』

会場

大和ふるさと会館 ホール

時間

おはなし会 午前10時～
映画会 午前10時30分～
※映画会からの参加も可能です

甘草屋敷 子ども図書館企画展「おばけの蔵」開催中

甘草屋敷のお蔵がお化け屋敷に大変身。楽しいコーナーが待っています。8月28日(日)まで

小学生夏休み工作ワークショップ

勝沼図書館『空気砲でのびゲーム』

日時

7月24日(日) 午後2時～

対象

市内小学生 15名

会場

勝沼図書館 視聴覚室

申込み

7月2日(土)～ 勝沼図書館まで

勝沼図書館『マイ・ライブラリー』をつくろう

小さな本棚をつくり、その中に自分の好きな本でライブラリーをつくります！作成後の1か月間、館内にて展示をします。みんなのライブラリーを見よう。

日時

7月24日(日) 午前10時30分～

会場

勝沼図書館

対象

小学生～一般

定員

20名

参加費

500円

問合せ・申込み

勝沼図書館まで

勝沼図書館 読書感想文講座

感想文はコツさえつかめば難しくない！山梨英和大学の学生さんが講師となって、優しく教えてください。

日時

8月9日(火) 午後1時30分～

会場

勝沼図書館 視聴覚室

対象

小学3年生～6年生(定員10名)

申込み

7月2日(土)午前10時～ 勝沼図書館まで

〈夏休みの宿題応援フェア！開催します〉
読書感想文「課題図書」の扱いについて

多くの方に利用していただけるよう、夏休み中の「課題図書」として次の本の貸出制限をさせていただきます。

「青少年読書感想文全国コンクール」図書

貸出期間

ひとり1冊1週間

予約制限

ひとり1冊まで

ZERO CARBON CITY KOSHU
「ゼロカーボンシティ甲州」を目指して

今月のはてな？ リサイクルどうして？シリーズ ～ペットボトル特集～

Q どうしてほかのプラスチック容器と分別しなければいけないの？

A ペットボトルのみリサイクルすることで、高度なリサイクルが出来るからです。

- ・ペットボトルのマークは、清涼飲料・特定調味料・酒類の食品用で、リサイクルに支障がないものが詰められたボトルにのみついている
- ・ペットボトルの形をしていても、ペットボトルのマークがないものは対象外

PET

ペットボトルのマーク

Q どうして中身を水洗いする必要があるの？

A リサイクルの品質を下げたり、衛生上の問題があったりするからです。

- ・異物や飲み残しは洗浄の手間が増え、リサイクルの品質を下げる。また、飲み残しの腐敗により悪臭や衛生上の問題になる

Q どうしてキャップとラベルをはがすの？

A ボトルとキャップ・ラベルは素材が違うからです。

- ・ペットボトルはPET製、キャップとラベルはプラスチック製(ラベルは紙製もある)
- ・キャップは水での比重選別ができるが、圧縮しても潰れないことから、リサイクルの障害となる
- ・ラベルは選別しても異物として残る可能性があり、リサイクルの品質に影響が出る

※取り外しにくいしょうゆのボトルの中栓や、キャップを外したあとに残るリングなどは無理に取る必要はありません。

新しくペットボトルを作る場合と使用済みペットボトルをリサイクル(ボトルtoボトル)する場合とでは、CO2の排出が60%以上削減できるとともに、PETの原料となる石油資源の削減にもなります。出すときのちょっとした手間で、環境負荷の低減へとつながっていきます。ゼロカーボンシティの実現のために、適正なりサイクルをお願いします。

ペットボトルの出し方

①キャップとラベルをはがす

②中を水洗いする

③ボトルはペットボトル
キャップとラベルはその他プラへ

📍 環境課 ごみ減量・リサイクル推進担当 ☎33-4404

日下部警察署

INFORMATION

☎22-0110

夏期における 山岳遭難の防止

《山岳遭難防止》 夏山シーズン(7月～8月)は多くの山岳遭難が発生していますが、安全登山のために、次のことに注意してください

- 体力・技術にあった山、余裕のある計画を立て「早立ち・早着き」を原則とする。
- 装備品(雨具・ヘッドライト等の照明具・携帯電話の予備バッテリー等)や非常食(携帯食・飲料水等)を必ず携行する。
- 単独登山は慎む。
- 登山届を提出し、家族や知人などにも伝えるインターネット登山届登録システム「コンパス」への登録をお願いします。

YAMANASHI POLICE

35 広報 こうしゅう

令和4年7月 34

7月は第72回“社会を明るくする運動”強調月間です

すべての国民がそれぞれの立場から力を合わせて、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする、法務省主唱による全国的な運動です。

運動が目指すこと

- ①犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ②犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

この運動を地域の皆さまに理解していただき、連携を深めるために、「“社会を明るくする運動”甲州地区推進委員会」では、7月1日(金)から市内で広報活動を行います。

問 福祉総合支援課 地域支援担当 ☎32-5027

さわやか講演会を開催します!

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動強調月間」に合わせ、青少年健全育成への意識の高揚と、犯罪・非行のない明るい社会づくりを目指して講演会を開催します。

本年度は、さまざまな差別の根底にある「人権」について共に考える講演です。

大切な人に、より良く寄り添うための手がかりを見つけていただくために、多くの皆さまのご参加をお願いします。

- 日 時 7月5日(火) 午後7時～8時30分(午後6時30分受付開始)
- 会 場 甲州市民文化会館 ホール
- 演 題 「あなたの中の人権意識と向き合おう」
- 講 師 憲法学者・大学非常勤講師 山内 幸雄 氏
- 定 員 200名
- 対 象 山梨県在住者
- 参加費 無料
- 申込み 7月4日(月)までに電話またはメールでお申し込みください。
- 主 催 青少年育成甲州市民会議
- 共 催 「社会を明るくする運動」推進委員会
- 後 援 甲州市教育委員会、塩山ライオンズクラブ、勝沼・大和ライオンズクラブ

※マスク着用、事前の検温をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、変更・中止になる場合があります。



講師 山内 幸雄 氏

問 生涯学習課 社会教育担当 ☎32-5097 ✉s-gakushu@city.koshu.lg.jp



創業 96 年 **昭和堂** **P有**
☎32-1325 定休日 水曜
甲州市塩山下於 1541-1 (塩山バイパス通り) 営業時間 10:00~19:00



表紙の写真



6月5日に行われた神金小学校の自然学習会。甲州市オルビスの森と、隣接する神金小学校の学校林で、丸太橋の修繕や巣箱の取り替え作業の後、森を散策しながら木の種を学びました。爽やかな風と美しい鳥のさえずりは、改めて森林の大切さを気づかせてくれます。



■やまなし森の印刷紙
この印刷紙には、山梨県有林からの木材が使用されています。



広報誌をスマートフォンやタブレットで

